

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主変圧器冷却ファンの点検において、冷却ファン端子箱が腐食し内部に水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉保護系電動機・発電機セット（A、B）の電動機の軸受排油口シール部のゴムパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
3	1号機	タービン補機冷却系ポンプ（C）の電動機の軸受排油口シール部のゴムパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
4	1号機	復水前置ろ過装置出力運転時バイパス弁の開度指示計（現場盤設置）に指示値不良が認められたため、当該開度指示計を点検・修理	D	
5	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（7）の点検において、圧縮機（A）の吸入弁パネ穴寸法測定値に管理値外れが認められたため、当該圧縮機を交換	D	
6	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（7）の点検において、圧縮機（B）のクランクシャフトに浸透指示模様は認められたため、当該クランクシャフトを交換	D	
7	2号機	変圧器防災装置エリア排水ポンプの軸受潤滑油補給器内に水の浸入及び補給器下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	平成20年1月の運転日誌（4）の様式改訂時に記録項目「励磁機の界磁電流」の単位表記が正しくはA（アンペア）であるべきところ、KA（キロアンペア）と誤植されていたがこのことに気づかず、計器の読み値A（アンペア）をそのまま記録をしていたため、当該日誌の様式を訂正及び対応検討	C	
9	4号機	タービン建屋換気空調系南側外気処理装置の外枠及び点検用架台に発錆及び塗装の一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	所内ボイラ（B）の脱酸剤注入配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	6号機	不活性ガス系原子炉格納容器内側ベント弁の非常時駆動用窒素ポンプの圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	高圧炉心スプレイポンプ駆動用ディーゼル発電機の固定子巻線温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計回路を点検・修理	D	
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の炉内酸素濃度計用自動校正装置に動作不良が認められたため、当該校正装置を点検・修理	D	
14	その他	工具センタの貸出し用計測器具の購入において、納入物品の現物確認をせず又未納のまま検収手続きを実施したため、対応検討	B	
15	その他	協力企業において、点検対象機器リストが保存されたUSBメモリ1個を紛失した可能性があるとの報告を受け、探索した結果、紛失と判断したため、対応検討	B	12月5日公表済 (PDF120KB) 12月8日再審議にて グレード変更 C → B

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで